



東 補 答 申 第 1 号
平 成 3 0 年 9 月 5 日

東海村長 山田 修 様

東海村補助金等審議会
委員長 吉田 勉



村が交付する補助金について（答申）

平成30年7月19日付け東海村諮問第2号で諮問のあったことについては、
別紙のとおり答申します。

東海村傾聴ボランティア事業補助金

1 効果の検証

当該補助金は、ボランティアを受け入れた村内の介護保険施設等(以下「施設」という。)に対し、費用の一部を交付する補助金となっております。補助要件に身体拘束廃止委員会の設置を義務付け、事例研究を行い、不用な身体拘束を廃止していく活動などは、高齢者の尊厳を守る意味からも評価できます。また、施設にボランティアが入り、見守りや話し相手のほか清掃等の業務の一部を担うことで、施設職員の負担が減り、身体拘束を抑止する効果があり、この補助金が有効に活用されていると思われます。しかし、そのボランティア団体の会員数の減少により、他の活用を希望する施設にはその拡充ができないことや施設での活動の実績が減少しているという課題も抱えています。

2 目的等の検証

当該補助事業の目的は、高齢者の心のケアと身体拘束の廃止を推進することであると第1条に規定されており、ボランティアが高齢者の話し相手などのケアをしつつ、施設職員の補助を行い、施設に第三者が入ることで、高齢者の心のケアや身体拘束に廃止に繋がるということは評価できます。

3 結論

当該補助事業は、平成17年に開始されて以来、高齢者の心のケア及び身体拘束廃止の推進に効果的に働き、活用されていると評価します。しかし、現在のボランティア団体の会員数が減少し、現状での利用施設以外の他の施設で当該補助事業を活用できない状況にあることは、適切なサービスへの村の支援のあり方としては公平性に欠けると言わざるを得ません。当該補助事業を継続していくためには、ボランティア会員の確保は不可欠であり、ボランティア会員数を増やす効果的な取組みを先進自治体を参考にするなど研究し、活用を希望する他の施設でも拡充できるような運用方法を検討するよう提言します。

生ごみ処理機器購入設置補助金

1 効果の検証

生ごみ処理機器購入設置補助金は、制度開始から約 20 年が経過し、申請件数の減少はみられるものの、電動処理機は、以前より短時間で処理ができ、使いやすい状況になっており、生ごみの堆肥化及びごみの減少に寄与していると思われま。しかし、住民への周知に関しては、村広報紙のみであり、住民の制度活用に関する理解が十分であるとは言いがたい状況にあると思われま。

また、申請手続きについては、購入者が販売店に申請及び補助金の受領の委任を行うなど、通常の補助事業に比較して著しく煩雑であることも課題として挙げられます。

2 目的等の検証

当該補助事業は、単なる生ごみの減量化ではなく、資源として活用することを目的としております。しかし、現在は購入者の利用状況などを把握する機会がなく、施策を評価するためにも、購入後の利用状況を把握することが必要と思われま。

3 結論

当該事業は、総合計画の「資源循環により環境負荷を低減する」という施策に合致した補助金であると評価できます。しかし、補助金の申請手続きについては、役場、購入者、販売者にとって煩雑であることから、手続きの簡素化を検討した上、見直すよう提言します。

また、PR については、村広報紙だけでなく、販売店に制度周知のチラシを掲示してもらうなど、積極的な周知を行い、補助金が有効に活用され、ごみの減量化及び資源化に繋がることを期待します。

東海村交通安全対策協議会補助金

1 効果の検証

当該補助金は、東海村交通安全対策協議会(以下「協議会」という。)が参加する交通安全キャンペーン4回のうちの1回の啓発物品を購入するための補助金となっております。しかし、補助金 89 千円の根拠が不明確であり、その補助金が協議会の活動の一部にしか充てられておらず、残り 3 回は村予算で執行しており、村予算と協議会の役割分担が不明確であると言わざるを得ません。このことは、協議会の活動を記載すべき事業報告が村の事業と混在してなされることにもつながっています。

これらのことから、本件事業補助金は、補助事業の体を成していないと言わざるを得ない状況であるとともに、責任ある執行体制の面でも著しい課題であると思われます。

2 目的等の検証

当該補助事業の目的は、交通事故の防止を図るため、協議会が行う事業に対して補助金を交付すると第 1 条の規定されております。協議会の活動は、村の交通安全の対策に寄与しているものとは思われますが、あえて村補助金を交付する必要がどうか、また、本来、協議会が行うべき事業などのようなものかを考えたうえで、改めて、適切な補助金額を設定して、目的との関係を整理しておくべきと考えます。

3 結論

当該補助事業は、昭和 52 年に開始されて以来、これまで継続されてきた事業であります。しかしながら、協議会が行う事業費について、村補助金だけで賄うことができず、村予算で対応している状況にあります。これは、ややもすると事業と補助金の関係を明確に考えず漫然と事業が行われてきたのではないかとも思われる事態といえます。

この際、交通安全対策に関する村と協議会の役割分担を明確にするためにも補助事業の抜本的な見直しが必要であります。村と協議会において、十分な議論を行い、適正な予算執行となるよう補助金のあり方について見直しを提言します。